

出展者募集中!

SDGs Week EXPO「エコプロ2023」
「森と木で拓くSDGsゾーン」
～森と木のある暮らしの提案～
出展のご案内

【申込締切】
7月14日(金)

【早期申込割引締切】
5月31日(水)
※法人企業・団体出展の
みに適用

【会期】 2023年12月6日(水)～8日(金)

【会場】 「東京ビッグサイト」東ホール（「エコプロ2023」会場内）

SDGsWeek EXPO 2023
エコプロ2023



【主催】 (一社)日本ウッドデザイン協会、(公社)国土緑化推進機構、日本経済新聞社

2022年11月の第27回国連気候変動枠組み条約締約国会議（COP27）では、温暖化ガスの排出面では「パリ協定」の1.5度目標追求が再確認されました。12月には国連の生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で2030年までの世界目標が採択され、地球上の陸と海のそれぞれ30%以上保全、また企業に環境負荷の開示を促すことで一致しました。

不安定な世界情勢、物価高やエネルギー価格上昇など経済情勢が厳しさを増す一方、温暖化対策や自然資本の保全は待ったなしの状況であり、そこでは従来と異なる手法や技術、ビジネスの創出が求められています。

こうした中、森林はCO2を吸収・固定し、木材として炭素を貯蔵し、木質エネルギー利用を通してカーボン・ニュートラルに貢献でき、さらに生物多様性保全にも寄与することから、改めて注目が高まっています。

また、SDGs（持続可能な開発目標）の17目標のうち、14目標が持続可能な森林経営を通して実現できるとされていることから、森林資源を活かしたSDGsへの新たな取組も芽生えています。

こうした中で、林野庁は成熟した森林資源を活かした「林業・木材産業の成長産業化」とともに、新たに健康・教育・観光分野等と連携した森林空間利用を図る「森林サービス産業」の促進等を通して、脱炭素社会とともにSDGsや地方創生等に向けた取組を加速させています。

そこで、本年も環境の総合展示会であるSDGs Week EXPO「エコプロ2023」に、「森と木で拓くSDGsゾーン～森と木のある暮らしの提案～」を設定します。

森林整備・保全や建築物・製品等における木材利用、教育・健康・観光等と関連した森林総合利用、地方創生等の取組を実施している多様な団体等の参画を得た「テーマゾーン」の設定を通して、本展に集う企業、自治体・官公庁、各業界団体、地域産業・商工団体、イノベーター・オピニオンリーダー・インフルエンサー等を対象に、効果的に森や木で拓くSDGsの取組の価値や意義を訴求します。

2023年のフィナーレを迎えるこの時期に、是非多くの企業・団体等の皆さまの出席をお待ちしております。

エコプロとは？

1999年の初開催以来、次世代技術や製品、サービス、CSR活動、環境保護活動、環境政策、産学官連携、SDGsなどの最新動向を紹介しています。環境配慮製品、環境関連技術、サービスの普及を通じて環境保護、社会課題の解決を図り、持続可能な社会の実現を目指します。

会 期	2023年12月6日（水）～8日（金） 10:00～17:00
会 場	「東京ビッグサイト」東ホール
主 催	（一社）サステナブル経営推進機構、日本経済新聞社
展示規模	600社・団体／1,200小間（SDGs Week EXPO全体、見込み）
来場対象	● 企業 ● 自治体・官公庁 ● 各業界団体、地域産業・商工団体 ● 学術機関、国際機関、研究開発機関、専門家 ● イノベーター、オピニオンリーダー、インフルエンサー ● VIP（国会議員、行政トップ、企業の経営者層、在日大使館ほか） ● 一般生活者、アクティブシニア、若年層 ● NPO・NGO、市民団体 ● 学校・教育関係者、学生、児童・生徒
入 場 料	無料（登録制）
来場者数	65,000人（SDGs Week EXPO全体、見込み）



※詳しくはWEBサイトをご覧ください
<https://messe.nikkei.co.jp/ep/>

※展示会の入館者数については、東京ビッグサイトの「展示会等における新型コロナウイルス感染防止のための対応指針」を遵守し、入退室管理を徹底したうえで適正に運営します。また、今後の状況によっては変更になる場合があります。

主 催	(一社)日本ウッドデザイン協会、(公社)国土緑化推進機構、日本経済新聞社
会 期	2023年12月6日(水)～8日(金) 10:00～17:00
会 場	「東京ビッグサイト」東ホール「エコプロ2023」会場内
対 象	森林・林業・木材や農山村などに関わる取組を実施している 企業、行政・団体、NPO、大学など ※ 展示内容は、ゾーンの性質から、森林整備・保全や建築物・製品等における木材利用、特用林産物の利用、教育・健康・観光等と関連した森林総合利用、都市農山村交流、地方創生等の取組となるよう、お願い致します。

森と木で拓くSDGsゾーン～森と木のある暮らしの提案～ 東5ホール 5-912

主にSDGs14目標の達成に貢献できる「持続可能な森づくり・木づかい」等によって、新たな産業の創出・地方創生や森と木のある豊かな暮らしを提案。「ウッドデザイン賞」受賞作の紹介コーナーも併設します。

共催：日本ウッドデザイン協会、国土緑化推進機構



「ウッドデザイン賞2022」①記念シンポジウム／②パネル展示・交流会

12月7日(水) ①14:00～17:00／②13:30～17:45

東京ビッグサイト会議棟6階 605-608会議室

セッション1:都市を森林(もり)に～企業価値を高めるウッドデザイン～

セッション2:ウッドデザインが拓く、地域発の新たなバリューチェーン

▶詳しくは、協会ホームページ(<https://www.jwda.or.jp/>)をご覧ください。

【出展者】 ●F-01 ウッドデザイン賞2022 (日本ウッドデザイン協会) ●F-02 銘木総研
●F-03 丸紅木材 ●F-04 埼玉県木材協会／もくね／フォレスト西川 ●F-05 堤産業
●F-06 ファイン ●F-07 パームホルツ ●F-08 ユニウッドコーポレーション
●F-09 JUON NETWORK(樹恩ネットワーク) ●F-10 蔵前バイオエネルギー(K-BETS)
●F-11 日本の森バイオマスネットワーク「ふんわりネット」 ●F-12 木づかい運動事務局
●F-13 おどろ木ネットワーク ●F-14 木にかえる ●F-15 やみぞの森
●F-16 みはらしプレーパークの会 ●F-17 八王子市立七国小学校 ●F-18 自由学園
●F-19 子どもの森づくり運動 ●F-20 森林(もり)づくり全国推進会議
●F-21 フォレスト・サポーターズ ●F-22 東京学芸大EXPLAYGROUND推進機構
●F-23 緑のダム北相模 ●F-24 大館北秋田地域林業成長産業化協議会

テーマゾーンの特徴

テーマゾーンとして多角的に露出！

1

「エコプロ2023」の主催者が制作するWEBサイトや、当日来場者全員に配付されるパンフレット「SDGs Week EXPO 会場マップ」等で「テーマゾーン」として紹介されることで、来場者の注目度が高まります。また、主催者のWEBやメールマガジン等での情報発信などを通して、テーマゾーンの取組を多角的に発信します。

2

シンボル展示等で、幅広い業界関係者の来訪を促進！

テーマゾーン内では、2015年に創設された「ウッドデザイン賞」の2023年の受賞作品の展示を行うことで、全国から森林・林業・木材・建築・家具等の業界関係者の来訪を促進します。また、メインステージでも「ウッドデザイン賞」の表彰式を実施することで、幅広い「エコプロ2023」の来訪者に、テーマゾーンへの注目を高めます。

毎年、来場者アンケートでも居心地の良いエリアとして、来場者から好評を博しています。

3

「ミス日本みどりの大使」や林野庁幹部、「ウッドデザイン賞」審査員等が訪問！

本テーマゾーン内の全出展団体のブースを、会期初日に「ミス日本みどりの大使」が訪れ、記念撮影等を行い、SNS等でのPR支援等にもご活用頂けます。

その他、林野庁幹部や「ウッドデザイン賞」審査員などの有識者も、多数来場します。





テーマゾーン全体正面



企業・行政・NPO・大学/学校等が幅広く出展



各団体が特色あるコンテンツを発信



「ウッドデザイン賞」受賞作品の紹介ゾーン



小学校の環境学習の発表なども人気ブースの一つ



クラフト体験等を行えるブースも人気



「ウッドデザイン賞」受賞者等全国の業界関係者が来訪



森や木に関わる多様な出展団体間の交流も醍醐味

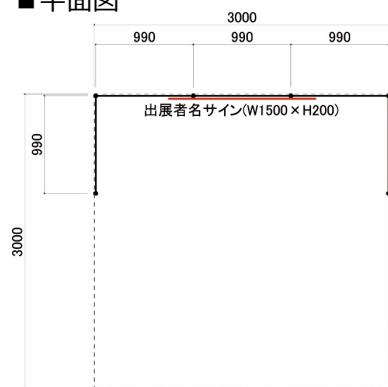


来場者アンケートでも、毎年好評のテーマゾーン

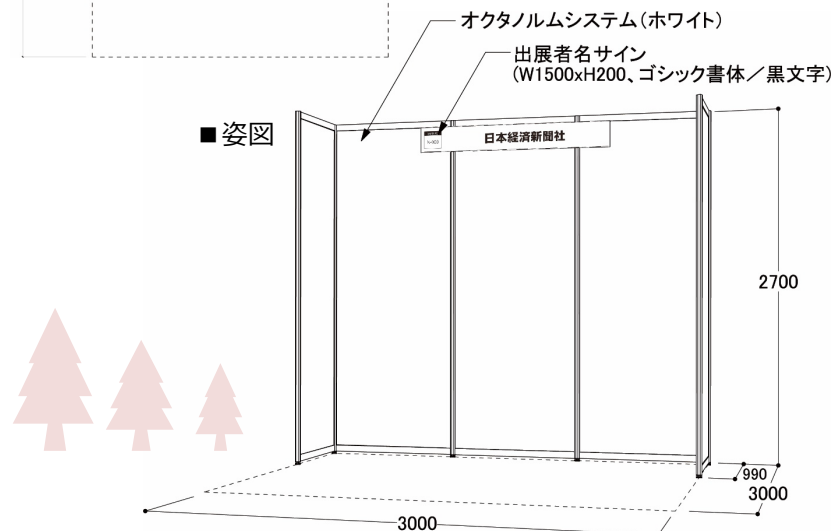
● NPO・ボランティア団体／
大学・教育機関 出展ブース仕様

- 【1小間の場合】

■ 平面图



■ 姿义



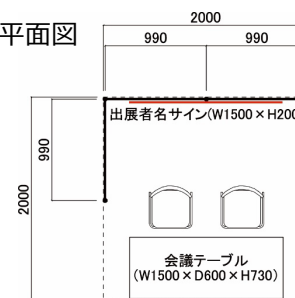
● NPO・ボランティア団体／
大学・教育機関 出展ブース仕様

※ NPO・ボランティア団体／大学・教育機関出展者の出展ブース仕様は以下の通りとなります。

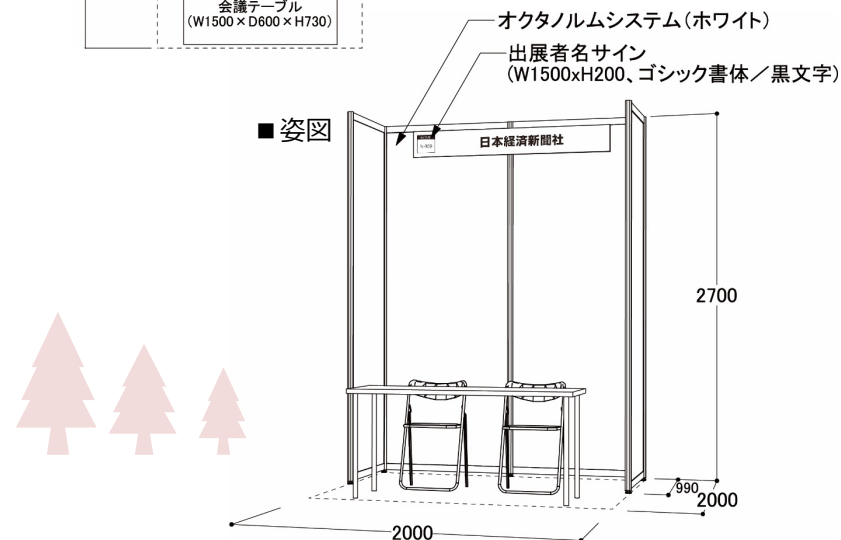
- ◎ 追加のテーブルやパイプ椅子、電気・照明器具などの備品の手配は各出展者の負担になります。予めご了承ください。
詳細につきましては9月6日（水）に行う出展者説明会でご案内させていただきます。

【1小間の場合】

■ 平面图



■ 姿図



**【1団体あたり出展いただける小間数は
1小間までとさせていただきます】**

【出展料金】

※金額は全て消費税込み

法人格等	1小間の場合 (間口3m×奥行3m)	2小間の場合 (間口6m×奥行3m)	3小間以上のスペースをご利用の場合
①法人企業・団体 (※1)	418,000円	836,000円	418,000円×小間数

(※1) 社団法人・財団法人等の団体に加えて、企業・団体等が参画している協議会・ネットワーク・研究会等は、公益事業・非営利活動を実施する場合でも、こちらの出展区分となります。

■早期申込割引(上記の法人企業・団体出展料金のみ)に適用

2023年5月31日(水)までに出展申込を完了した場合、早期割引として出展料金から1小間あたり33,000円(税込)を割引きます。

※金額は全て消費税込み

法人格等	ミニブース1小間 (間口2m×奥行2m)
②NPO・ボランティア団体 (※2)	44,000円
③大学・教育機関	33,000円

【区分②③の出展団体の注意事項】

- ✓ 昨年度と同様に、**1団体あたり出展頂ける小間数は1小間まで**とさせていただきます。
- ✓ ご出展いただける全体小間数に制限を設けさせていただく場合があります。規定数を超える場合には抽選とさせていただきますが、予めご了承ください。
- ✓ また、**本企画コーナー②③では共同出展登録登録**はできません。

(※2) エコプロ展の「NPO協働プラザ」へのご出展は、特定非営利活動法人(NPO法人)に限定されておりますが、「森と木で拓くSDGsゾーン〜森と木のある暮らしの提案〜」では、特定非営利活動促進法(NPO法)の趣旨に合わせて、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動を行う団体で、同様の趣旨をふまえた内容を表示する団体に関しては、法人格の有無を問わずにNPO扱いとしてご出展いただけます。

【申込方法】

・ウェブサイト「エコプロ2023」(<https://messe.nikkei.co.jp/ep/>)内の「出展申込ページ」にアクセスし、「出展に関する規約」に同意の上、案内に従って出展内容を入力し、お申し込みください。

※ 詳しくは、エコプロ2023「出展のご案内」の14頁に記載の「出展申込方法」をご確認ください。

- ✓ 出展申込受理後のキャンセルはできません。
- ✓ 9月6日(水)に出展者説明会をオンラインで行います。ご参加ください。

【申込締切】 7月14日(金)

【早期申込割引締切】
5月31日(水)

(法人企業・団体出展料金のみ)に適用

【お問合せ先】

展示内容のご相談は：

ウッドデザイン賞運営事務局(担当：高橋・木俣・野木)

【(一社)日本ウッドデザイン協会内】

TEL: 03-6550-8360 FAX: 03-6550-8361

E-mail: eco-pro2023@wooddesign.jp

※できるだけE-mailでお問い合わせ下さい。

出展申込・展示関係のお問い合わせは：

SDGs Week EXPO 運営事務局

株式会社 日経イベント・プロ イベント局

TEL: 03-6812-8686 FAX: 03-6812-8649

E-mail: swe-jimu@nex.nikkei.co.jp

下記文章をよくお読みいただき、ご了承のうえお申し込みください。

【1. 規約の履行】

出展者（共同出展者を含みます。以下同じ）は「SDGs Week EXPO」2023年開催の各展示会（「エコプロ」「社会インフラテック」「カーボンニュートラルテック」/自然災害対策展」「ウェザーテック」/ほか企画展、関連企画を含み、これらを含めて以下「本展示会」と総称します）に出展するにあたり、本規約、主催者から提示された「出展のご案内」(出展要項)、「出展者説明会」で配付する「出展細則・提出書類」、請求書、その他主催者から個別に提示される各種書類・電子メール等の記載内容(これらを以下「本展規約等」と総称します)を遵守しなければなりません。また、出展者は、その役員・従業員・株主・出資者等の関係者、出展を取り次ぐ広告代理店、および展示スペースにかかるとする設置・撤去業者、展覧の運営委託先その他本展示会に関して締結する契約の相手方(かかる契約相手方の再委託先・再々委託先等を含みます)（以下これらの者を「出展者関係者」と総称し、出展者と出展者関係者を「出展者等」と総称します)をして、本展規約等を遵守させるものとします。出展者等がこれらに違反したと主催者が判断した場合、主催者はその時期(本展示会の繰入期間・開催期間を含みます)を問わず、次回以降を含む出展申し込みの不受理、承諾した出展の取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更の命令、実演方法の変更・中止の命令、または関連サービスの提供中止を行うことができます。その際、主催者の判断基準・根拠などは公表しません。出展取り消しとなった場合でも、出展者は本規約[4. 出展キャンセル]に規定のキャンセル料を支払わなければならないません。キャンセル料以上の損害が主催者またはその関係者に発生している場合には、主催者は別途損害賠償を請求します。また主催者は、出展申し込みの不受理、出展取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更、実演方法の変更・中止などによって生じた出展者等の損害は補償しません。

【2. 出展にあたっての諸注意】

2-1. 出展者は、主催者が定める本展示会の開催趣旨に合致する製品・サービスを提供する法人・団体などに限定します。主催者が、主催者が独自の数量にて定める出展基準に従い、法人・団体および製品・サービスなどの出展に適さないと判断した場合（下記事例を含みますが、これらに限られません）には、出展申し込み受理の保留、出展内容の一部または出展そのものをお断りする場合があります。「出展申し込み受理の保留、出展内容の一部または出展そのものをお断りする事例」「出展申込書その他の提出書類の記載事項に不備や虚偽の申請があった場合」「出展内容が本展示会の趣旨にそぐわないと判断される場合」「出展者が第三者の権利(知的財産権、肖像権など)やプライバシーを侵害していると判断される場合」「他の出展者や来場者などから苦情が予想される場合」「出展者が自らの法的整理手続きの申し立てをし、あるいは申し立てを受けている場合」「出展者が[10. 反社会的勢力の排除]に定める反社会的勢力であることが判明した場合」「主催者が開催した過去の出展会で出展規約に違反したか、出展取り消しとなったことがある場合」「その他、出展が不適当と主催者が判断する場合」

2-2. 感染症などの発生や流行地域としてWHO（世界保健機関）や厚生労働省、外務省等が指定・勧告する国・地域からの出展者の出展または来場を保留またはお断りする場合があります。なお、指定国・地域外からの出展者の出展または来場においても主催者の判断で関連書類の提出を求める場合があります。

【3. 出展申し込みおよび出展料金の支払い】

3-1. 出展申込書は主催者が定める方法で提出するものとします。出展申込書を主催者が受領し、出展審査を経て、主催者が出展申込受理通知を発送（電子メールまたは郵送による）した時点をもって正式な出展申込受理とします。本展示会に初めて出展申し込みをする場合は、「会社案内」製品カタログなど主催者が定める添付資料を主催者が定める方法で提出するものとします。なお別途必要な添付資料を定める場合があります。すべての添付資料をご提出いただかない場合、主催者は出展申し込みの保留または出展をお断りすることがあります。出展申込書、添付資料その他すべての提出書類は返却しません。出展者はコピーを自ら保管するものとします。なお出展者は、主催者が認める広告代理店に出展の取り次ぎを委託することができます。

3-2. 出展申込受理の後、主催者は出展者は出展者（広告代理店）が出展を取り次ぐ場合には広告代理店、特に断らない限り本3-2において以下同じ）に出展料金を請求します。出展者は主催者が定める期日までに指定の銀行口座へ振り込むものとします（振込手数料は出展者が負担するものとします）。主催者が定める期日までに出展料金の振り込みがない場合、主催者は出展申込受理を取り消す権利を持ちます。（出展者（広告代理店を含みません）が広告代理店に対して出展料金を支払い済みであるか否かは問いません。）

3-3. 主催者は、天災地変、疫病、感染症の蔓延、交通機関の遅延、ストライク、戦争、内乱、テロその他の不可抗力のほか、主催者の責によらない事由により本展示会の開催を中止、会期短縮（会期中途での打ち切りを含む。以下同じ）または延期する場合があります。中止の場合、主催者に支払われた出展料金は、以下の基準により返金します（広告代理店を通してのお申し込みの場合は広告代理店に返金します）。
①2023年10月10日（火）まで出展料金の100%
②2023年10月11日（水）から11月11日（土）まで出展料金の80%
③2023年11月12日（日）から12月3日（日）まで出展料金の70%
④2023年12月4日（月）から5日（火）まで（展入・設置期間）出展料金の50%
⑤2023年12月6日（水）から8日（金）まで（会期中・撤出撤去期間）出展料金の0%
なお、会期短縮または会期を延期する場合は、出展料金の取り扱い、変更後の会期および会場などについて出展者へあらためて提示します。

【4. 出展キャンセル】

4-1. 出展申込受理後の出展取り消し・解約は認められません。出展者（広告代理店）が出展を取り次ぐ場合には広告代理店を含みます）の事情により、出展の全部または一部の取り消し・解約をする場合、出展者（広告代理店）が出展を取り次ぐ場合には広告代理店）は主催者が認める方法で主催者に届け出たうえ、キャンセル料として出展料金の全額を主催者に支払わなければならないとします。

4-2. 出展申込受理後はキャンセルが発生し、出展料金の全額をお支払いいただきます。

4-3. キャンセル料以上の損害が主催者またはその関係者に発生している場合には、別途損害賠償を請求します。

【5. 展示スペースの割り当て】

5-1. 出展者の展示スペースは、主催者が定める小間の配置・形状に基づき決定します。出展者はその結果に従うものとします。

5-2. 出展者は、主催者が定めた展示スペースをいかなる理由があっても、その全部または一部を問わず、他の出展者や第三者との間で交換・譲渡・貸与などすることはできません。

5-3. 主催者は、会場および所轄の警察署・消防署・保健所などによる指導・命令または出展キャンセルなどがあった場合、出展者の承認を要せず小間配置の全体レイアウトを変更することができます。

【6. 各種書類の提出】

出展者は、「出展細則・提出書類」の提出書類など主催者が求める各種書類を指定期日までに所定の方法で提出しなければならないとします。期日に遅れた場合、主催者およびその関係者は申し込みを受理しないことがあります。

【7. 展示に関するルールの概要】

7-1. 出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスのみが出展対象となります。その親会社・子会社・関連会社その他の関係会社およびグループ・提携機関にある法人・団体であっても出展申込書に記載がない場合は、それらの製品・サービスなどの出展や、小間内でのそれらの社名などの掲出ができない場合もありますのでご注意ください。

7-2. 出展者は、出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスなどの出展内容などに変更が生じた場合、速やかに主催者が定める方法で主催者に届け出たうえで、許可を得なければならないとします。

7-3. 装飾・展示物などの搬入・搬出および展示方法などは、「出展細則・提出書類」に規定され、出展者等はこれを遵守しなければならないとします。

7-4. 出展者等は、通路など自社小間内以外の場所で展示・宣伝・即売行為などを行うことはできません。また近隣の展示を妨害してはなりません。妨害の有無などは主催者が判断し、出展者はこれに従うものとします。

7-5. 出展者等は、強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演や不快感を与える実演など、他の出展者等や来場者の迷惑と主観する行為を行ってはいけません。実演などほかの出展者等や来場者に多大な迷惑を与えていると主催者が判断した場合、主催者はその中止・変更を命じることができ、出展者はその判断に従うものとします。なお自治体の火災予防条例により危険物の持ち込みは禁止されていますので、装飾物・演出としての裸火・煙・スモークマシン、ネオン管などの使用はできません。

7-6. 出展者等は、展示会場に適用されるすべての防火および安全法規・行政指導を厳守しなければならないとします。

7-7. 出展者等は、本展示会会期中および会期後に他の出展者等や来場者などに対し迷惑のかかる行為（強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など）を行ってはなりません。かかる行為があったと主催者が判断した場合、主催者は出展中止を命令し、または次回以降の出展申し込み拒否を決定する権利を持ち、出展者はこれに従うものとします。

7-8. 本展示会会期中および会期後の出展者と来場者間における商談・契約内容などに関して、主催者はその責を一切負いません。

7-9. 写真・動画撮影については、出展者は主催者に届け出て了承を得た後、自社ブースのみ撮影することができます。

7-10. 出展者が展示会場内で酒類を販売または試飲提供する場合は、20歳未満や車両運転者には提供してはいけません。出展者が酒類を販売または試飲提供したことによって、20歳未満の飲酒や車での来場者が飲酒運転などの事件・事故を起こした場合、主催者は一切その責を負いません。

7-11. その他、前各項のルールに違反するなど、出展者等の展示内容や行為により、他の出展者等や来場者などから苦情の申し立てや展示会場内で紛争を引き起こすことが予想されるか、現に苦情や紛争が生じた場合、主催者は主催者の判断で出展の取り消しを決定することがあります。その場合、出展者等はその決定に従うものとします。

【8. 個人情報の取り扱い】

8-1. 出展者は、展示またはQRプラン（来場者証QRコード読み取りサービス）などを通じて来場者の「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切に取得・管理しなければならないとします。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で活用するものとします。特に第三者提供を行う場合は、法令で許される場合を除き、必ず「個人情報」の利用主体である来場者から「同意」を取らなければならないとします。

8-2. 出展者は、来場者から取得した「個人情報」の開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去の要求や、苦情の訴えなどを受けた場合、法令を遵守した適法かつ適切な対応を取らなければならないとします。

8-3. 出展者が、取得した個人情報の管理・利用に関して来場者との間で紛争などが生じた場合、出展者は自らの責任で当該紛争の解決にあたるものとします。かかる紛争に関し、主催者は一切の責を負いません。

8-4. 主催者は、来場者の個人情報の正確性・真実性を保証するものではありません。

8-5. 主催者が自社ブースにおいて、来場者の参加証に記載されたQRコードを専用アプリを使って読み取り、本展示会のシステムにアップロードした場合、当該来場者の来訪記録が本展示会のシステムに記録されます。出展者は本展示会のシステムから来訪者記録データを取得することができますが、技術的な要因によりQRコードが読み取れない場合、および、読み取りデータが消失した場合などは、当該来場者の記録に失敗することがあります。主催者は、読み取りアプリ、端末および本展示会システム等の障害によるデータの喪失について、責任を負いません。

8-6. 主催者は、来場者に対し、来場者登録フォームにおいて、個人情報（本展示会のシステムを通じて主催者から出展者に提供されることを説明し、明確な同意を得ています。また、来場者に発行する参加証においてQRコードを利用した来訪記録の提供について説明しています。

【9. 損害賠償責任】

9-1. 主催者はいかなる場合においても、出展者が展示スペース、印刷物および本展示会ウェブサイトを使用することによって出展者または第三者に生じた生命、身体、財産、名誉または信用への損害に対し、一切の責を負いません。

9-2. 出展者等は、故意・過失の如何を問わず、展示会場内およびその周辺の建築物・設備および主催者が用意した設備に与えたすべての損害について、連帯的な賠償するものとします。

9-3. 出展された製品・サービスについて他の出展者や第三者と紛争が起きた場合、主催者はその責を一切負いません。出展者はその費用と責任において、これを解決、処理し、主催者には一切迷惑をかけないものとします。万一、主催者に紛争に関連して損害等が発生した場合、すみやかに補償しなければならないものとします。

9-4. 主催者は、天災地変、疫病、感染症の蔓延、交通機関の遅延・ストライク、戦争、内乱、テロその他の不可抗力のほか、主催者の責によらない事由による会期の変更・開催の中止によって生じた出展者等の損害は補償しません。

9-5. 主催者の責により本展示会が会期短縮または開催中止となった場合、主催者は出展者等に対し遺失利益を除く損害について賠償責任を負います。ただし、損害賠償額（返金する出展料金額を含む）は、当該出展者等にかかる出展料金の金額を超えないものとします。

9-6. 主催者は、会場マップ、ウェブサイト、ガイドブックその他の告知宣伝物の誤植等によって生じた出展者等の損害は補償しません。

9-7. 展入期間を含む開催期間中に、出展者等が自らの行為に起因して他の出展者等または来場者等に生命、身体、財産、名誉または信用への損害を含むいかなる損害を与えた場合も、主催者は一切の責を負わず、他の出展者等または来場者との間の紛争等では、出展者等の責任の範囲で解決するものとします。

【10. 反社会的勢力の排除】

10-1. 出展者は、出展者等が現に反社会的勢力（以下の●①～●⑨）に掲げる者および団体（以下）ではないこと、または過去においても反社会的勢力ではなかったことを主催者に対して表明・保証するものとします。
●①「無差別大量殺人行為を行った団体の規制」に関する法律に基づき処分を受けた団体もしくはかかる団体に属している者、またはこれらの者と取引のある者、その他これらに類する団体もしくはかかる団体に属している者またはこれらの者と取引のある者
●②組織的な犯罪の処罰および犯罪収益の規制等に関する法律に定める犯罪収益等隠匿もしくは犯罪収益等收受を行いもしくは行っている疑いのある者、またはこれらの者と取引のある者
●③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第2条第2号に定義される暴力団およびその関係団体ならびにこれらの構成員
●④総務省、社会運動機構ゴロ、放逐活動機構ゴロ、特殊犯罪策謀系集団などの団体または個人
●⑤暴力、威力、脅迫の言動および詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人
●前①～⑤のいずれかに該当する者または団体（以下「反社会的団体等」という）と関係することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人
●反社会的団体等が代表し、または支配する法人その他の団体
●反社会的団体等が取締役、執行役、業務執行社員、監査役、理事、監事またはこれらに類する地位の役職にある法人または団体
10-2. 主催者は、出展者等が前項に違反した場合、その出展を取り消すことができ、すでに受領した出展料金を返金せず、また取り消しによって出展者等が生じた損害を賠償しません。

【11. その他】

11-1. 本展規約等に関連して生じる一切の紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに出展者は同意するものとします。
11-2. 主催者は、法令の許容する範囲内で本規約を変更することがあります。その場合、主催者は出展者に対し、本規約を変更すること、当該変更の内容および効力発生時期を適宜の方法で事前に周知します。当該効力発生時期以降は、変更後の本規約が適用されます。